

平成 20 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 アール・ケー・ビー毎日放送株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 永 守 良 孝
(コード番号 9407)
問 合 先 常務取締役総務局長 緒方 喜啓

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 79 回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を附議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- 1) 当社は、平成 20 年 3 月 25 日開催の取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入を決議いたしました。本買収防衛策は同日付で効力が生じておりますが、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 79 回定時株主総会終結の時をもって有効期間の満了を迎えます。つきましては、買収防衛策の導入について株主の皆様のご意思を確認するため、当社定款に当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の導入等を株主総会の決議により定めることができる旨の規定を新設するものであります。（変更案第 20 条）
- 2) 法令で定める監査役員の数が欠けた場合において、補欠監査役を選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とするものであります。（変更案第 37 条）
- 3) 上記の変更にともない、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (新 設)	第 3 章 株主総会 (買収防衛策の導入等)
第 20 条～第 29 条 (条文省略)	<u>第 20 条</u> 当社は、株主総会の決議により、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策を導入及び廃止することができる。
第 5 章 監査役及び監査役会	第 21 条～第 30 条 (現行どおり)
第 30 条～第 35 条 (条文省略)	第 5 章 監査役及び監査役会
(新 設)	第 31 条～第 36 条 (現行どおり)
	(補欠監査役の選任の効力)
	<u>第 37 条</u> 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選後 4 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>41</u>条 (現行どおり)</p>

2. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成20年6月27日(金)
平成20年6月27日(金)

以 上